

お知らせ

国では、令和4年3月21日（月）をもって、特措法に基づく「まん延防止等重点措置」を終了することが決定されました。

大阪府では、令和4年3月22日（火）から令和4年4月24日（日）まで、府民に対して、引き続き、オミクロン株の特性を踏まえた感染防止対策として、「高齢者の命と健康を守るため、高齢者及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること」等が要請されているとともに、継続した感染防止対策とし、「感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底」及び「会食を行う際は、4ルール※に留意すること」等が要請されています。

※4ルール：同一テーブル4人以内、2時間程度以内での飲食、ゴールドステッカー認証店舗を推奨、マスク会食の徹底

本市では、府の要請等を踏まえ、コミュニティセンターの利用について、令和4年3月22日（火）から令和4年4月24日（日）まで、引き続き、「**利用人数を各部屋の収容定員の100%以内(大声や飲食等を伴う活動は50%以内)**」、「**開館時間を午後10時まで（時間短縮無し）**」とすることを決定いたしましたので、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

また、イベント※を実施する場合は、大阪府様式の「**感染防止策チェックリスト（イベント開催時のチェックリスト）**」を作成し、**HP、SNS、会場への掲載等により公表**するとともに、**イベント終了より1年間の保管**をお願いいたします。

※イベント：主たる参加者が不特定多数を占める催物や行事

なお、利用者の皆さまには、ワクチン接種の有無に関わらず自己への感染を回避していただき、また、他人に感染させないよう徹底していただくとともに、**改めて、ご利用の有無をご判断**いただきますようお願いいたします。

ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。